

皇學館大学コミュニティ・ラーニング・ラボ運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）コミュニティ・ラーニング・ラボ（以下「CLL」という。）における地（知）の拠点整備事業推進に関する活動及び取組の運営に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 伊勢志摩圏域の3市5町から施設の提供・紹介を受け、学生及び教員等が地域の課題解決活動を行うための拠点となる施設をCLLと称する。

(目 的)

第3条 CLLでは学生及び教員が、自治体等と連携して多様な人材交流を促進する場を形成し、対話やワークショップや体験活動等を通して、地域課題の理解及び解決に向けた活動及び取組を行うものとし、活動の目的を以下の通り定める。

- (1) 地域の課題に学生及び教員が取り組み、地域の活性化に向けて地域と共に活動する。
- (2) 学生が地域活動することにより、学内だけでは学べないことを体験する。
- (3) 大学と地域が協働して、「伊勢志摩定住自立圏」を中心としながら、新たに人や地域がつながるしくみをつくる。

(活動及び取組)

第4条 学生が、教育開発センターの地域課題学修支援室に届出を行い地域課題学修支援室運営会議において認められた活動で、各自が設定した伊勢志摩圏域内のフィールドにおいて、圏域の課題に取り組む次の各号の活動及び取組をCLL活動と称する。

- (1) 伊勢志摩共生学実習（地域インターンシップ）A～D
学生のアクティブ・ラーニングを促す科目：4つの領域（歴史文化観光資源領域／自然環境定住資源領域／地域経済・産業領域／地域福祉・教育資源領域）に対応した地域の社会サービス等を体験する。
- (2) 地域活性化のための課外活動
- (3) プロジェクト研究のための調査活動・フィールドワーク
- (4) 圏域の未来を考えるフューチャー・セッション
- (5) その他、第3条に定めるCLL活動の目的に照らして、地域課題学修支援室運営会議が適当と認めた活動

(CLL活動の流れ)

第5条 第4条第2号から第5号に掲げる活動を行おうとする学生及び教員は、所定の様式によって、地域課題学修支援室に事前に申請するものとする。

2 CLL活動申請、同審査他については別に定める。

(CLL活動に係る助言及びコーディネート)

第6条 プロジェクト研究の指導教員及び地域課題学修支援室教員は、第3条に定めるCLL活動の目的を達成するために必要な助言及びコーディネートを行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるものの他、CLLの運営に関し必要な事項は、地域課題学修支援室運営会議の議を経て定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、地域課題学修支援室運営会議の議を経て、COC 実施本部会議において行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 4 日から施行する。

皇學館大学コミュニティ・ラーニング・ラボ活動内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、皇學館大学コミュニティ・ラーニング・ラボ運営規程第5条第2項に基づき、CLL活動申請及びCLL活動審査等について定める。

(活動申請)

第2条 皇學館大学コミュニティ・ラーニング・ラボ運営規程第4条第2号から第5号に掲げる活動を行おうとする学生及び教員は、所定の様式によって、①チーム名(参加人数)②フィールドワーク発足年度③主な活動圏域・場所(CL Lの場所)④活動・取組内容⑤代表者名(所属)⑥指導教員(所属)⑦活動受入団体を地域課題学修支援室に事前に申請するものとする。

(活動審査)

第3条 地域課題学修支援室運営会議は、前条の申請内容に基づき、活動の可否を審査する。

(活動計画)

第4条 CLL活動として認められた活動の代表者は所定の期限までに当該年度の活動計画を提出するものとする。

(中間発表)

第5条 CLL活動を行う者は、年度中に中間発表を行い、活動の発展を図る。

(成果報告会)

第6条 CLL活動を行う者は、全てのチームで1年間の活動をフィードバックし、成果と課題を共有しあい、次年度の活動に活かすために、地域課題学修支援室が開催する報告会に参加するものとする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、地域課題学修支援室運営会議において行う。

附 則

この内規は、平成27年2月4日から施行する。